

第5章 プランの目標

1. プランの目標

東通村総合環境プランにおいて、その実現性について、村民、行政、企業、滞在者等の意識の統一が最重要と考えております。

空気、水、食べ物、その全てが生態系サービスの恩恵であるということ、異常気象を始めとする地球温暖化の一因を意識すること、この豊かな自然を守ることが東通村を、地球を守ることになることを一人ひとりが考え、常に環境に関心を持ち、それぞれの家庭や集落、河川や森、海岸、産業経済などで特色を活かし、東通村の多様性に対応していくことで、結果、東通村の美しい景観が保たれていきます。

この行動意識こそ「東通イニシアティヴ」です。

また、東通村は、生物多様性に富み、自然の潜在能力は高く、これをさらに昇華させていくことにより地球環境にも優しい村づくりが進められ、地域への誇りと自信をもつことととなります。

自然と共生し、美しい故郷を作ろうという東通人の思いが込められた景観・風景となることで、それを見た人が、「東通人の感性や気持ち、そしてその姿が目に見え・・・・」環境とすることを目標とします。

【 総合環境プランのスローガン 】

ひがしどおりの多様性をみんなへ・地球へ
未来へつなぐ環境「東通イニシアティヴ」

2. プランの手法

各種計画、許認可においての判断基準として、開発などによる森林伐採、構造物建設等、その必要性について各法令等に基づき適正な判断を下すこととあわせ、以下のリスク管理についても考慮・検討するものとします・

－ 環境リスク3項目 －

1. ランドスケイプリスク（景観性）

風景・色彩・形体・歴史・視認性

2. カーボンリスク（温室効果ガス排出）

省エネ・低炭素・グリーン商品

3. 生物多様性リスク（生物多様性戦略）

生態系への影響・破壊・共生

リスク管理の判定としては、以下のとおり。

－ 環境基準4項目 －

1. 回避

開発を許可しない。

開発に同意しない。

2. 低減

手法・工法を変える。

または場所を変える。

3. 復元

終了後の原状回復義務を負わせる。

復元のための担保を設定させる。

4. 相殺（オフセット）

代替地を選定し、原状移設をさせる。

第3者機関への条件取引を行う。

※ 省エネルギー関連等（原子力・風力・水力）については、クリーンエネルギーに目が行きがちですが、景観や生態系に少なからず影響を与えていると共にサプライチェーン（原料から生産までの過程）での総排出量も勘案し、その必要性、妥当性について判断することが重要です。